(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4085793号 (P4085793)

(45) 発行日 平成20年5月14日(2008.5.14)

(24) 登録日 平成20年2月29日(2008.2.29)

(51) Int.Cl. F 1

GO 1 M 3/26 (2006.01) GO 1 M 3/26 M **HO 1 M 8/04 (2006.01)** HO 1 M 8/04 Z

請求項の数 14 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2002-338658 (P2002-338658) (22) 出願日 平成14年11月22日 (2002.11.22)

(65) 公開番号 (43) 公開日 特開2004-170321 (P2004-170321A) 平成16年6月17日 (2004.6.17)

審査請求日

平成16年6月17日 (2004.6.17) 平成17年10月28日 (2005.10.28)

|(73)特許権者 000003207

トヨタ自動車株式会社

愛知県豊田市トヨタ町1番地

|(74)代理人 110000028

特許業務法人明成国際特許事務所

(72) 発明者 三浦 晋平

愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動

車株式会社内

|(72)発明者 栗田 健志

愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動

車株式会社内

(72)発明者 吉田 尚弘

愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動

車株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】流体の漏れの検出装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

高圧の流体源と、該流体源を上流側、他端を下流側として上流側から流体を流す配管と、該配管の途中で前記上流側から設けられた第1、第2の弁とを有する系において、前記流体の漏れを検出する検出装置であって、

前記2つの弁で挟まれた検査領域内における前記流体の圧力を測定する検知部と、

前記第1の弁の上流側の圧力より小さく、かつ、前記第2の弁の下流側の圧力より大きな所定の基準圧力に前記検査領域内の圧力を設定するために、前記第1、第2の弁が開いた状態から前記第1の弁を閉じ、前記第1の閉弁後の所定時間経過後に前記第2の弁を閉じて前記第1及び第2の弁を閉状態とする調整部と、

前記第1の弁の弁閉の後であって前記第2の弁の弁閉までに、前記検知部によって測定される圧力が前記所定の基準圧力を超える所定の圧力よりも大きいときに前記第1の弁における前記漏れがあると判断し、前記第2の弁の弁閉後において、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも増大したときに前記第1の弁における前記漏れがあるとの判断と、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも低減したときに前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあるとの判断の少なくとも一方を行う検出部と、

を備える検出装置。

【請求項2】

高圧の流体源と、該流体源を上流側、他端を下流側として上流側から流体を流す配管と、該配管の途中で前記上流側から設けられた第1、第2の弁とを有する系において、前記

流体の漏れを検出する検出装置であって、

前記2つの弁で挟まれた検査領域内における前記流体の圧力を測定する検知部と、

前記第1の弁の上流側の圧力より小さく、かつ、前記第2の弁の下流側の圧力より大きな所定の基準圧力に前記検査領域内の圧力を設定するために、前記第2の弁の弁閉の後、前記第1の弁を弁閉させ、前記第1の弁の弁閉の後の所定時間経過後に前記弁閉された第2の弁を、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力となるよう開閉させた後に、前記第1及び第2の弁を閉状態とする調整部と、

前記第2の弁の弁閉の後であって前記第2の弁の開閉までに、前記検知部によって測定される圧力が前記所定の基準圧力より小さな所定の圧力よりも小さいときに、前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあると判断する検出部とを備える検出装置。

10

【請求項3】

請求項2記載の検出装置であって、

前記検出部は、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも増大したときに前記第1の 弁における前記漏れがあるとの判断と、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも低減 したときに前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあるとの判断の少 なくとも一方を行う検出装置。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれかに記載の検出装置であって、

前記系は、前記第2の弁の下流に、前記流体を利用して動作する流体利用機構を備え、前記調整部は、前記流体利用機構を動作させることで、前記第2の弁下流側の圧力を減少させる検出装置。

20

【請求項5】

請求項4記載の検出装置であって、

前記流体利用機構は燃料電池であり、

前記流体は水素である検出装置。

【請求項6】

請求項1または2に記載の検出装置であって、

前記検査領域には、該検査領域へ前記流体を供給する配管たる供給配管が接続し、

該供給配管には、前記検査領域から前記供給配管側への前記流体の逆流を防止する逆止 弁が設けられ、

3(

前記漏れの検出に先立って、前記供給配管の前記流体の圧力を低減させる逆流防止部を備える検出装置。

【請求項7】

高圧の流体源と、該流体源を上流側、他端を下流側として上流側から流体を流す配管と、該配管の途中で前記上流側から設けられた第1、第2の弁とを有する系において、前記流体の漏れを検出する検出方法であって、

前記2つの弁で挟まれた検査領域内における前記流体の圧力を測定する工程と、

前記第1の弁の上流側の圧力より小さく、かつ、前記第2の弁の下流側の圧力より大きな所定の基準圧力に前記検査領域内の圧力を設定するために、前記第1、第2の弁が開いた状態から前記第1の弁を閉じ、前記第1の閉弁後の所定時間経過後に前記第2の弁を閉じて前記第1及び第2の弁を閉状態とする工程と、

40

前記第1の弁の弁閉の後であって前記第2の弁の弁閉までに、<u>前記流体の圧力を測定する工程</u>によって測定される圧力が所定の圧力よりも大きいときに前記第1の弁における前記漏れがあると判断し、前記第2の弁の弁閉後において、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも増大したときに前記第1の弁における前記漏れがあるとの判断と、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも低減したときに前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあるとの判断の少なくとも一方を行う工程と、

を備える検出方法。

【請求項8】

高圧の流体源と、該流体源を上流側、他端を下流側として上流側から流体を流す配管と 、該配管の途中で前記上流側から設けられた第1、第2の弁とを有する系において、前記 流体の漏れを検出する燃料電池システムであって、

前記高圧の流体源よりも下流側に接続された燃料電池と、

前記2つの弁で挟まれた検査領域内における前記流体の圧力を測定する検知部と、

前記第1の弁の上流側の圧力より小さく、かつ、前記第2の弁の下流側の圧力より大き な所定の基準圧力に前記検査領域内の圧力を設定するために、前記第1、第2の弁が開い た状態から前記第1の弁を閉じ、前記第1の閉弁後の所定時間経過後に前記第2の弁を閉 じて前記第1及び第2の弁を閉状態とする調整部と、

前記第1の弁の弁閉の後であって前記第2の弁の弁閉までに、前記検知部によって測定 される圧力が所定の圧力よりも大きいときに前記第1の弁における前記漏れがあると判断 し、前記第2の弁の弁閉後において、前記検査領域内の圧力が前記基準圧力よりも増大し たときに前記第1の弁における前記漏れがあるとの判断と、前記検査領域内の圧力が前記 基準圧力よりも低減したときに前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れ があるとの判断の少なくとも一方を行う燃料電池システム。

【請求項9】

請求項8記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池システムは、前記所定時間における前記燃料電池の発電によって前記検査 領域内の圧力を前記所定の基準圧力とする燃料電池システム。

【請求項10】

請求項9記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池システムは、前記燃料電池の発電量を調整することによって、前記検査領 域内の圧力変動速度を制御する燃料電池システム。

【請求項11】

請求項9記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池システムは、前記燃料電池の発電量を略一定とする燃料電池システム。

請求項9ないし11のいずれかに記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池システムは、さらに、前記発電によって得られた電力を充電する蓄電池を 有する燃料電池システム。

【請求項13】

請求項8ないし10のいずれかに記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池システムは、前記検査領域内に圧力計と調整弁とを有し、該圧力計は該調 整弁よりも前記高圧の流体源に近い側に配置されている燃料電池システム。

【請求項14】

請求項8記載の燃料電池システムであって、

前記燃料電池は、前記第2の弁よりも下流側に接続されている燃料電池システム。

【発明の詳細な説明】

[00001]

【発明の属する技術分野】

本発明は、流体を流す配管と、配管の途中に設けられた複数の弁とを有する系において、 流体の漏れを検出する検出装置に関する。

[00002]

【従来の技術】

従来、流体の供給に、配管と、配管の途中に設けられた複数の弁とを有する系が利用され ている。例えば、燃料電池システムでは、燃料電池に水素や酸素を供給する系が利用され ている。配管の途中に設けられた弁は、弁閉することで流体の流れを遮断することができ

[0003]

また、かかる系において、流体の漏れを検出する検出装置が実用となっている。例えば、

10

20

30

40

1つの弁の両側の空間に圧力差を設け、その弁を弁閉しつつ両側の空間の圧力変化を調べる方法がある。圧力変化がある場合には、その弁で流体の漏れがあることが認定される。

[0004]

【特許文献1】

特開平2-176440

【特許文献2】

特開2001-159375

【特許文献3】

特開2002-227727

[0005]

【発明が解決しようとする課題】

しかし、従来技術では、一度に1つの弁の漏れ検出しかできなかった。したがって、漏れを検出する対象の弁が多数ある場合、流体の漏れを検出する作業は煩雑なものとなっていた。多数の弁について、各々、圧力の調整と圧力変化の検知を繰り返さなくてはならないためである。

[0006]

本発明は、上述の課題を解決するためになされたものであり、配管及び弁を有する系において、流体の漏れを容易・迅速に検出する技術の確立を目的とする。

[0 0 0 7]

【課題を解決するための手段およびその作用・効果】

上記課題の少なくとも一部を解決するために、本発明では、次の構成を適用した。

高圧の流体源と、該流体源を上流側、他端を下流側として上流側から流体を流す配管と、 該配管の途中で前記上流側から設けられた第1、第2の弁とを有する系において、前記流 体の漏れを検出する検出装置であって、

前記2つの弁で挟まれた検査領域内における前記流体の圧力を測定する検知部と、

前記第1及び第2の弁の弁閉及び弁開を行わせることにより、前記検査領域内の圧力を所定の基準圧力に、前記第1の弁上流側の圧力を前記基準圧力より大きい所定の圧力に、前記第2の弁下流側の圧力を前記基準圧力より小さい所定の圧力に各々調整する調整部と、前記検知部によって測定される圧力の変化に基づいて、前記漏れがあると判断する検出部とを備えることを要旨とする。

[00008]

このようにすることで、2つの弁及び、検査領域内の配管における流体の漏れを一括して 検出することができる。

[0009]

なお、検査領域内の配管における流体の漏れは、例えば配管のひび割れに基づいて生じることがある。また、検出装置は、第 1 、第 2 の弁における漏れのみを検出するものとしてもよいし、第 1 の弁及び配管における漏れのみを検出するものとしてもよい。

[0010]

流体は、配管を流れる流体であれば種々のものを適用することができる。例えば、プロパンガスや水素、酸素等の気体であってもよいし、ガソリンや石油、上下水その他の水等の液体であってもよい。

[0011]

また、配管及び弁を有する系は、燃料電池に水素や酸素を供給する系であってもよいし、 冷却水を循環させる系であってもよい。また、燃料電池における系に限らず、種々の装置 における系であってよい。例えば、燃料や洗浄液、潤滑油を供給する系であってもよい。

[0012]

検出装置は、3つ以上の弁における漏れを一括して検出するものとしてもよい。例えば、配管上に3つ以上の弁が直列的に設けられた系において、連続するいずれの2つの弁を選んでも、その間の検査領域、上流側、下流側の圧力が上述の関係を保つよう各部位の圧力を設定することによって、3つ以上の弁における漏れの一括検出を実現することができる

10

20

30

40

0

[0013]

本発明の検出装置において、

前記検出部は、前記検査領域内の圧力が、前記基準圧力よりも増大したときに前記第1の 弁における前記漏れがあると判断するものとしてもよい。

[0014]

このようにすることで、第1の弁における流体の漏れを、第2の弁及び、検査領域内の配管における漏れと一括して検出することができる。例えば、検査領域内の圧力から基準圧力を引いた値が所定量以上となったときに「増大」と判断することができる。また、検査領域内の圧力の増加率が所定値以上のときや、減少率が所定値以下のときに「増大」と判断してもよい。

10

[0015]

本発明の検出装置において、

前記検出部は、前記検査領域内の圧力が、前記基準圧力よりも低減したときに、前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあると判断するものとしてもよい。

[0016]

このようにすることで、第2の弁又は検査領域内の配管における流体の漏れを、第1の弁における漏れと一括して検出することができる。例えば、基準圧力から検査領域内の圧力を引いた値が所定量以上となったときに「低減」と判断することができる。また、検査領域内の圧力の低減率が所定値以上のときや、増加率が所定値以下のときに「低減」と判断してもよい。

20

[0017]

なお、上述の所定量・所定値は、例えば、第1又は第2の弁で流体の漏れがある場合に、 検査領域内の圧力に生じ得る変化量に基づいて設定することができる。

[0018]

ここで、検査領域内の圧力と第1の弁上流の圧力と第2の弁下流の圧力とを所定の圧力に調整する、調整部の圧力調整の態様については、種々のものを利用することができる。以下で示すものはその一部である。

[0019]

本発明の検出装置において、

30

前記調整部は、前記第1、第2の弁が開いた状態から前記第1の弁を閉じた後、前記第2の弁を閉じるものとしてもよい。

[0020]

このようにすることで、圧力調整を、簡単な構成の装置で行うことができる。第 1 の弁の 弁閉と第 2 の弁の弁閉とのタイミングをずらせることで、所望の圧力調整を実現させるこ とができる。

[0021]

本発明の検出装置において、

前記検出部は、前記第1の弁の弁閉の後であって前記第2の弁の弁閉までに、前記検知部によって測定される圧力が所定の圧力よりも大きいときに前記第1の弁における前記漏れがあると判断するものとしてもよい。

40

[0022]

このようにすることで、圧力調整を完了させるまでなく、第1の弁における漏れを迅速に 検出することができる。所定の圧力は、第1の弁上流側の圧力と、基準圧力の間で設定可 能である。

[0023]

本発明の検出装置において、

前記調整部は、

前記第2の弁の弁閉の後、前記第1の弁を弁閉させ、

前記第1の弁の弁閉の後、前記弁閉された第2の弁を、前記検査領域内の圧力が前記基準

圧力となるよう開閉させるものとしてもよい。

[0024]

このようにすることで、第2の弁の下流と検査領域との圧力が、瞬間的に均一化されてしまうような構成の系であっても、圧力調整を実現することができる。かかる系としては、例えば、管路断面積が小さい管の途中に第2の弁が設けられている場合や、検査領域の容積が小さい場合が挙げられる。もっとも、上述の方法による圧力調整は、かかる系に限らず適用可能である。

[0025]

本発明の検出装置において、

前記検出部は、前記第2の弁の弁閉の後であって、前記第2の弁の開閉までに、前記検知部によって測定される圧力が所定の圧力よりも小さいときに、前記第2の弁又は前記検査領域内の配管における前記漏れがあると判断するものとしてもよい。

[0026]

このようにすることで、圧力調整を完了させるまでなく、第2の弁における漏れを迅速に 検出することができる。所定の圧力は、第1の弁上流側の圧力と基準圧力との間で設定可 能である。

[0027]

本発明の検出装置において、

前記系は、前記第2の弁の下流に、前記流体を利用して動作する流体利用機構を備え 前記調整部は、前記流体利用機構を動作させることで、前記第2の弁下流側の圧力を減少 させるものとしてもよい。

[0028]

このようにすることで、圧力調整を容易に実現することができる。また、圧力調整において前記流体が無駄になることを防ぎ得る場合がある。さらに、流体が水素等の環境に好ましくないものである場合、流体利用機構を動作させることで、流体がそのまま大気中に放出されることを防ぐことができる場合がある。

[0029]

なお、流体利用機構は、例えば、流体を消費し、蓄積し、吸収し、又は放出する種々のものを適用することができる。例えば、燃料電池等の装置であってもよいし、プロパン等のガスを燃焼消費する燃焼装置であってもよいし、流体を蓄積するタンクであってもよいし、例えばMetal Hydride(水素吸蔵合金)のように流体を吸収する液体・気体・固体等であってもよいし、単に流体を大気中等に排出する排出装置であってもよい。

[0030]

本発明の検出装置において、

前記流体利用機構は燃料電池であり、

前記流体は水素であるものとしてもよい。

[0031]

本発明の検出装置において、

前記検査領域には、該検査領域へ前記流体を供給する配管たる供給配管が接続し、

該供給配管には、前記検査領域から前記供給配管側への前記流体の逆流を防止する逆止弁が設けられ、

前記漏れの検出に先立って、前記供給配管の前記流体の圧力を低減させる逆流防止部を備えるものとしてもよい。

[0032]

このようにすることで、圧力調整を実現することができる。また、供給配管からの流体の流入による、検査領域の圧力変動が回避されることで、漏れ検出を精度よく実行することができる。

[0033]

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態について、実施例に基づき以下の順序で説明する。

10

20

30

30

A . 構成:

B. 処理:

C . 変形例1:

D . 变形例 2:

[0034]

A . 構成:

図1は、燃料電池システム100の概略構成を示す説明図である。燃料電池システム100は、発電系120と、発電系120に対して水素及び酸素の供給・排出を行うパイプ系200と、発電系120及びパイプ系200を制御する制御装置110とからなる。実施例の燃料電池システム100は、パイプ系200における水素の漏れを検出する機能を有する。なお、本発明の燃料電池システム100は、電気自動車に利用することができる。

[0035]

発電系 1 2 0 は、 F C スタック 1 2 1 と、 モータ 1 2 2 と、 蓄電池 1 2 3 とを有する。 F C スタック 1 2 1 は、パイプ系 2 0 0 から水素及び酸素の供給を受け、これらを化学反応させることで発電を行う。 F C スタック 1 2 1 は、管 2 0 5 から水素の供給を受け、管2 2 1 から酸素を含むガスとして空気の供給を受ける。また、管 2 2 2 からはカソードオフガスを排出し、管 2 2 0 からはアノードオフガスを排出する。 F C スタック 1 2 1 に供給された水素のうち発電に利用されなかった分は、アノードオフガスに含まれて管 2 2 0 から排出される。 化学反応により生じる水は、主に管 2 2 2 から排出される。

[0036]

FCスタック121により発電された電力は、モータ122又は蓄電池123に供給される。蓄電池123は、FCスタック121が発電した電力を一時的に蓄電する。モータ122は、FCスタック121が発電した電力、又は蓄電池123に蓄電された電力によって動力を発生する。

[0037]

パイプ系 2 0 0 において、吸気口 2 0 1 は、フィルタを有し、大気をパイプ系 2 0 0 内部に吸気する。吸気された空気はコンプレッサ 2 0 2 により圧縮される。圧縮された空気は加湿器 2 0 3 により加湿された後にFCスタック 1 2 1 に供給される。

[0038]

F C スタック 1 2 1 の管 2 2 2 より排出される空気は、マフラ 2 1 3 を経て大気中に排出される。

[0039]

水素タンク 2 4 0 は高圧水素を蓄積する。蓄積された水素は、管 2 0 7 , 2 0 5 を介して F C スタック 1 2 1 に供給される。水素タンク 2 4 0 は、元弁 2 1 1 を介して管 2 0 7 に接続する。また、管 2 0 7 , 2 0 5 の間には弁 2 0 6 が設けられている。弁 2 1 1 , 2 0 6 は、それぞれ、弁閉することで水素流を遮断することができる。弁 2 1 1 , 2 0 6 が全て弁開されることで、水素タンク 2 4 0 から F C スタック 1 2 1 に水素が供給される。なお、管 2 0 7 には、管 2 0 7 内部の水素の圧力を計測可能な圧力計 2 1 0 が設けられている。

[0040]

管220より排出される水素は、ポンプ213により、逆止弁212を介して管207に循環再利用される。ここで、逆止弁212は、管207から管223への水素の逆流を防止する機能を奏する。逆止弁212は、管223と管207との内部の圧力差に応じて自動的に弁開・弁閉する。ポンプ213が管223内部の水素に圧力を加えていない場合、逆止弁212は弁閉している。

[0041]

また、管223には弁214が接続する。弁214が弁開された場合、管220より排出される水素は希釈器215を経て大気中に排出される。希釈器215は、管223からの水素に、管222より排出される空気を混合・希釈することで、大気中に排出される水素の濃度を低くする効果を奏する。

10

20

30

40

[0042]

制御装置110は、CPU,ROM,RAM等を備えるマイクロコンピュータとして構成され、燃料電池システム100全体の動作を統合制御する機能を有する。図1には、制御装置110が実現する機能ブロック構成について併せて示した。図示する各機能ブロックは、制御装置110が有するROM又はRAMに記憶された制御プログラムによりソフトウェア的に実現される。なお、各機能ブロックの一部又は全部はハードウェア的に実現されるものとしてもよい。

[0043]

ここで、実施例における燃料電池システム100が有する制御装置110は、図示する各機能ブロックの機能により、弁206,211における水素の漏れを検出することができる。制御装置110は、漏れを検出するため、弁206,211,214その他の弁の弁開・弁閉等を制御する。また、制御装置110は、発電系120の動作を制御する。なお、以下では、弁206及び弁211を各々流出弁206及び流入弁211と呼ぶ。

[0044]

調整部111は、流出弁206及び流入弁211の弁開・弁閉と、発電系120の動作とを制御する。当該制御により調整部111は、管205,207における水素の圧力を所定の状態に調整したうえで、流出弁206及び流入弁211を弁閉する。調整部111が行う圧力調整は、具体的には、管207の内部の圧力を水素タンク240の内部よりも低く、管205の内部の圧力を管207の内部の圧力よりもさらに低くする状態への調整である。

[0045]

具体的には、調整部111は、まず、ポンプ213を停止するとともに弁214を弁開し、管223内部の圧力を低下させる。以後の圧力調整過程で逆止弁212が開弁することを防ぐためである。この後、FCスタック121に管205内部の水素を消費させつつ、流出弁206及び流入弁211を操作して、上記の圧力調整を行う。調整部111が行う圧力調整の態様については、後で詳述する。

[0046]

検知部112は、圧力計210を利用して、管207内部の水素の圧力を検知する。調整部111が行う前述の圧力調整は、検知部112が計測した管207内部の圧力に基づいて行うことが可能である。

[0047]

検出部113は、検知部112による圧力検知を利用しつつ、流出弁206及び流入弁2 11における水素の漏れを検出する。このとき、調整部111の前述の圧力調整を利用する。具体的には、管205,207内部の圧力を調整部111に圧力調整させた状態で、 管207内部の圧力変化を調べる。管207内部の圧力が上昇してゆく場合には流入弁2 11に漏れがあると認定し、管207内部の圧力が低下する場合には流出弁206に漏れ があると認定する。

[0048]

B . 処理:

図2は、漏れ検出処理の前半部を示すフローチャートである。図3は、漏れ検出処理の後半部を示すフローチャートである。図4は、漏れ検出処理を示すタイミングチャートである。図2~4に示す処理により、検出部113は、流出弁206及び流入弁211における水素の漏れを検出する。なお、実施例で漏れ検出処理は、燃料電池システム100が本来の動作を停止しているときに行われるものとする。このようにすることで、燃料電池システム100本来の動作に影響を与えないようにできる。

[0049]

ステップSa01では検出部113の指示に基づいて、調整部111が、ポンプ213を停止するとともに弁214を弁開し、管223内部の圧力を低下させる。以後の圧力調整の過程で逆止弁212が開弁するのを防ぐためである。

[0050]

50

40

10

20

ステップSa02で調整部111は、流出弁206及び流入弁211を弁開させるとともに、発電系120に発電を開始させる。管205よりFCスタック121への水素の供給が開始される。図4のタイミングSc1は、ステップSa02の処理を行ったタイミングを示すものである。

[0051]

なお、前述のように実施例の漏れ検出処理は、燃料電池システム100が発電を停止しているときに行われるため、FCスタック121により発電された電力は、モータ122ではなく蓄電池123に供給される。蓄電池123に供給された電力は、漏れ検出処理を終えた後に、モータ122を起動させるために利用することができる。

[0052]

ステップSa03で調整部111は、流入弁211を弁閉する。これにより、水素タンク240から管207への水素の流出が停止するとともに、管207,205内部の圧力が低下し始める。ステップSa03では、管207内部等の圧力が適切な時間で低下するよう水素の消費量を調整するため、FCスタック121での発電電力の調整も行う。図4のタイミングSc2は、ステップSa03における処理を行ったタイミングを示すものである。図4のタイミングSc2の場合、発電量を低下させる場合について示した。ただし、かかる場合に限定されることはない。例えば、一定の発電量のままであるものとしてもよいし、発電量を増加させてもよい。

[0053]

流入弁211の弁閉から所定時間経過した後、ステップSa04で流出弁206が弁閉される。ここに所定時間は、管207内部の圧力が、大気圧よりも十分大きいが、水素タンク240内部の圧力よりも十分小さいものとなるだけの時間である。図4のタイミングSc3は、ステップSa04の処理を行ったタイミングを示すものである。

[0054]

検出部 1 1 3 は、流出弁 2 0 6 の弁閉と同時に、ステップ S a 0 5 で、検知部 1 1 2 を介して管 2 0 7 の圧力を検知する。流入弁 2 1 1 で水素の漏れがある場合、タイミング S c 2 ~ S c 3 における管 2 0 7 の圧力減少は、漏れがない場合よりも少ないものとなる。漏れがあるために、管 2 0 7 内部への水素供給が継続するためである。

[0055]

ステップSa06では、管207内部の圧力が、所定の基準圧力を超えるものであるか否かを調べる。管207内部の圧力が基準圧力を超えることが判った場合、発電系120での発電を停止する(ステップSa11)とともに、ステップSb31(図3)で流入弁211に漏れがあるものと認定する。なお、ここに基準圧力は、流入弁211に漏れがない場合にステップSa05で測定されるべき管207内部の圧力の範囲を超えるものが設定されている。

[0056]

なお、ステップSa05,06等に基づく漏れの検出は、ステップSa04における流出 弁206の弁閉以前に行うことも可能である。

[0057]

ステップSa06で、管207内部の圧力が基準圧力を超えないことが判定された場合、ステップSa07で、所定時間tの経過を待つ。この間、管205内部の圧力が、FCスタック121での水素消費により減少する。なお、ここに所定時間tは、管205内部の圧力が、管207内部の圧力より十分小さくなるだけの時間である。例えば、大気圧に十分近づくだけの時間である。

[0058]

以上の処理により、管207の内部の圧力は水素タンク240での圧力よりも低く、管205の内部の圧力は管207の内部の圧力よりもさらに低い状態になり、圧力調整が完了した。ステップSa12では,発電系120での発電を停止する。発電を停止したタイミングが図4のタイミングSc4である。

[0059]

50

10

20

30

図3のステップSb1では、管207内部の圧力変化を検知する。圧力変化の検知は、タイミングSc4から所定時間sが経過した後のタイミングSc5に行う。具体的には、タイミングSc4~Sc5における管207内部の圧力の変化量を検知する。

[0060]

ステップSb2では、タイミングSc4~Sc5における圧力変化量を、所定の基準変化量 v と比較する。圧力変化量の絶対値が基準変化量 v 以内であれば、ステップSb32で、流出弁206及び流入弁211の両者に漏れがないことを認定する。圧力変化量の絶対値が基準変化量 v を超える場合、ステップSb31又はSb33で、各々、流出弁206又は流入弁211における漏れが認定される。管207内部の圧力が増加して基準変化量 v を超えた場合には流入弁211における漏れを認定し、減少により基準変化量 v を超えた場合には流出弁206における漏れを認定する。

10

[0061]

なお、前記の所定時間 s は、流入弁 2 1 1 又は流出弁 2 0 6 に漏れがある場合に、管 2 0 7 内部の圧力が基準変化量 v 以上変化するような時間が設定される。

[0062]

以上説明した燃料電池システム100によれば、流入弁211及び流出弁206における水素の漏れを一括して迅速・簡易に検出することができる。また、図2~3で説明した管205,207内部の圧力調整方法によれば、所望の圧力調整を、簡単な構成で容易・迅速に実現することができる。さらに、FCスタック121に管205の水素を消費させるため、水素の無駄発生の防止と、水素がそのまま大気中に放出されることの防止とを実現することができる。

20

[0063]

なお、実施例では、管205内部の水素は、FCスタック121により消費されるものとしたが、かかる場合に限定されることはない。管205にはFCスタック121に代えて水素タンクや、Metal Hydride(水素吸蔵合金)が接続されているものとしてもよい。管205内部の水素は、水素タンクやMetal Hydride等に消費・蓄積・吸収等されるものとしてもよい。

[0064]

また、流体は、水素に限らず、種々のシステムにおける種々の流体について、上述の技術 を適用することができる。例えば流体は、プロパンガスや酸素等の気体であってもよいし 、ガソリン・石油・洗浄液や、上下水その他の水等の液体であってもよい。

30

[0065]

さらに、実施例では、2つの弁における漏れを一括して検出する場合について例示したが、3つ以上の弁における漏れを一括して検出するものとしてもよい。例えば、管207に水素を流入させる弁と、管207から水素を流出させる弁とが各々複数ある場合に、それら全てにおける漏れを一括して検出するものとしてもよい。

[0066]

C . 変形例1:

図 5 は、変形例に係る漏れ検出処理を示すフローチャートである。また、図 6 は、変形例に係る漏れ検出処理を示すタイミングチャートである。

40

[0067]

図5のステップSa01,Sa02における処理は、実施例における場合(図2ステップSa01,Sa02)と同様である。管223内部の圧力が低下されるとともに、発電系120が発電を開始する。

[0068]

ステップSd03では、調整部111が流出弁206を弁閉する(タイミングSe2)。 これにより、流出弁206の上流の管207内部は高圧に保たれつつ、管205内部の圧 力が低下し始める。

[0069]

ステップSd04では、流入弁211が弁閉される(タイミングSe3)。また、ステッ

プSd05では、流出弁206が弁開される(タイミングSe4)これにより、管207内部の圧力が低下し始める。管207内部の圧力が、所定の圧力まで低下した後、ステップSd06で流出弁206が弁閉される(タイミングSe5)。なお、ここに所定の圧力は、大気圧よりも十分大きいが、水素タンク240内部の圧力よりも十分小さい圧力である。

[0070]

この後、ステップSa07において所定時間mの経過を待つことで、管205,207内部の圧力を所望の状態に調整することが完了する(タイミングSe6)。ステップSa12は図2におけるものと同様であり、発電系120での発電が停止される。ステップSa12に続けて、図3におけるステップSb1以下の処理が行われる。なお、ここに所定時間mは、管205内部の圧力が、管207内部の圧力より十分小さくなるだけの時間である。例えば、大気圧に十分近づくだけの時間である。

[0071]

以上説明した、変形例に係る漏れ検出処理によれば、管205内部と管207内部との圧力が、瞬間的に均一化されてしまうようなパイプ系200の構成であっても、所望の圧力調整を容易に実現することができる。例えば、管207の管路容積や断面積が小さい場合である。

[0072]

なお、図5のステップSd03で流出弁206を弁閉した後、ステップSd05で再び弁開するまでに、管207内部の圧力が減少する場合には、流出弁206における漏れが認定されるものとしてもよい。

[0073]

なお、管205,207内部の圧力の圧力調整の態様については、上述した場合以外にも種々の態様をとることができる。例えば、図2の場合について、管205,207内部の圧力は大気圧に近く、水素タンク240内部の圧力のみが高圧な状態から、流入弁211及び流出弁206の操作で圧力調整を行うものとしてもよい。

[0074]

D . 变形例 2 :

図3のステップSb33では、流出弁206における漏れが検出されるものとした。しかし、図3ステップSb33では、ひび割れ等による管207での漏れが検出されるものとしてもよい。かかる検出を行うことで、管207における漏れを、流入弁211等における漏れと併せて迅速に検出することができる。なお、ステップSb33での漏れ検出は、管207での漏れのみを検出するものでもよいし、流出弁206における漏れと併せて検出するものでもよい。

[0075]

図7は、管207の途中にレギュレータ900が設けられた燃料電池システム100aの概略構成を示す説明図である。図7では、FCスタック121に水素を供給する系のみを示したが、その他の構成は実施例(図1)と同様である。レギュレータ900は、レギュレータ900下流側の圧力を所定の設定圧力に保つよう作動する。即ち、レギュレータ900は、レギュレータ900は、レギュレータ900と流出弁206との間における圧力を一定にするように作動する。

[0076]

図7の構成の場合において、圧力計210は、レギュレータ900の上流側、即ち、レギュレータ900と水素タンク240の間に設けられることが望ましい。

[0077]

この状態で流入弁211、流出弁206を開閉し、実施例で説明した圧力状態を作る。検査領域の基準圧力は、レギュレータ900の下流側の設定圧力以上にすることが好ましい。流入弁211、流出弁206、又は両者間の管207における漏れがある場合、レギュレータ900による圧力調節作用の下でも、実施例と同様の圧力変化が圧力計210によって検出可能である。したがって、これらの漏れが検出できる。

10

20

30

[0078]

ここで、上記の技術は、水素タンクが複数存在する場合にも同様に適用可能である。図8は、第2の水素タンク240aを有する燃料電池システム100bの概略構成を示す説明図である。第2の水素タンク240aは、第1の水素タンク240と同様に高圧水素を蓄積する。第2の水素タンク240aは、弁211aを介して管207に水素を供給する。制御装置110は、前述の圧力調整のため、第1の水素タンク240の弁211の他に、第2の水素タンク240aの弁211aの弁開・弁閉を制御する。

[0079]

図8の構成の場合、圧力調整は種々の態様を適用することができる。例えば弁211,2 11aは、同時弁開、同時弁閉されるものとしてもよいし、各々異なるタイミングで弁開 等されるものとしてもよい。また、弁211,211aのいずれか一方の弁開・弁閉のみ が利用され、他方は終始弁閉等されているものとしてもよい。

[0800]

図8のシステムでは、弁211,211 aの少なくとも一方に漏れがある場合、実施例において、流入弁211が漏れがあるときと同様の圧力変化が検出される。従って、図8の弁211,211 aの少なくとも一方に漏れが存在することが検出可能である。かかる検出は、流出弁206又は管207における漏れと一括して検出される。

[0081]

以上、実施例に基づき本発明にかかる検出装置、検出方法を説明してきたが、上述した発明の実施の形態は、本発明の理解を容易にするためのものであり、本発明を限定するものではない。本発明は、その趣旨並びに特許請求の範囲を逸脱することなく、変更、改良され得る。

【図面の簡単な説明】

- 【図1】 燃料電池システム100の概略構成を示す説明図である。
- 【図2】 漏れ検出処理の前半部を示すフローチャートである。
- 【図3】 漏れ検出処理の後半部を示すフローチャートである。
- 【図4】 漏れ検出処理を示すタイミングチャートである。
- 【図5】 変形例に係る漏れ検出処理を示すフローチャートである。
- 【図6】 変形例に係る漏れ検出処理を示すタイミングチャートである。
- 【図7】 管207の途中にレギュレータ900が設けられた燃料電池システム100a の概略構成を示す説明図である。
- 【図8】 第2の水素タンク240aを有する燃料電池システム100bの概略構成を示す説明図である。

【符号の説明】

- 100...燃料電池システム
- 120 ... 発電系
- 121...FCスタック
- 122...モータ
- 1 2 3 ... 蓄電池
- 200...パイプ系
- 2 2 1 , 2 2 2 ...管
- 2 0 1 ... 吸気口
- 202…コンプレッサ
- 2 0 3 ... 加湿器
- 2 1 3 ... マフラ
- 2 4 0 ... 水素タンク
- 2 1 1 ... 元弁(流入弁)
- 205,207...管
- 2 0 6 ... 流出弁
- 2 1 0 ... 圧力計

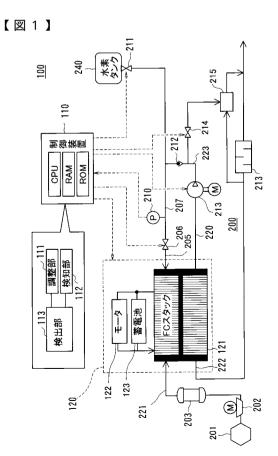
20

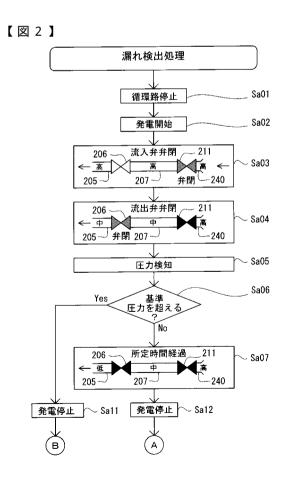
10

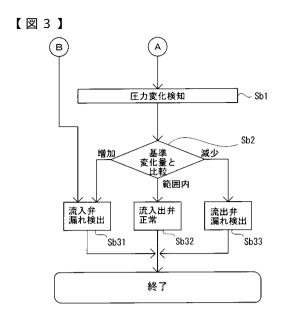
30

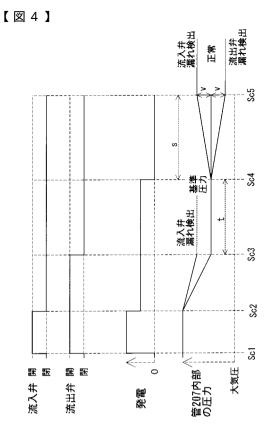
40

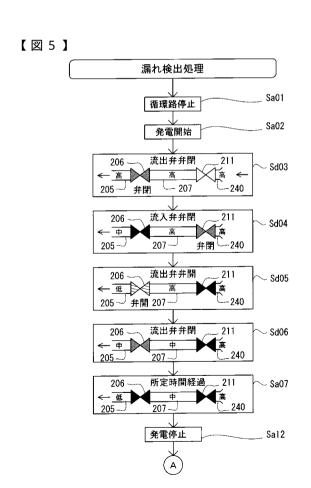
- 2 2 0 …管
- 2 1 3 ... ポンプ
- 2 1 2 ... 逆止弁
- 2 1 4 ... 弁
- 2 1 5 ... 希釈器
- 2 2 3 …管
- 1 1 0 ...制御装置
- 1 1 1 ...調整部
- 1 1 2 ... 検知部
- 1 1 3 ... 検出部
- 100a...燃料電池システム
- 900...レギュレータ
- 100b...燃料電池システム
- 2 4 0 a ... 第 2 の水素タンク
- 2 1 1 a ... 第 2 の元弁 (第 2 の流入弁)

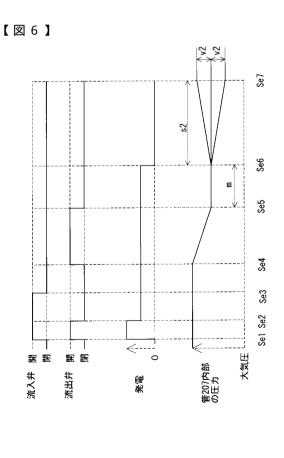




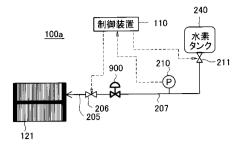




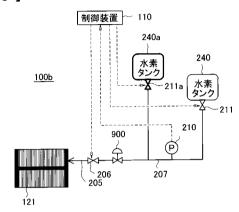




【図7】



【図8】



フロントページの続き

(72)発明者 馬屋原 健司 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車株式会社内

審査官 森 竜介

(56)参考文献 特開昭 6 3 - 3 0 2 3 4 0 (J P , A) 特開平 0 1 - 2 2 0 7 8 8 (J P , A) 特開 2 0 0 2 - 3 7 2 1 9 7 (J P , A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名) G01M 3/00-40